

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	平成30年7月31日(火) 午後2時30分から午後4時30分
会議場所	糸魚川市民会館 3階会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席16名、欠席3名)】  出席委員：1番藤田一義委員、2番片山敏隆委員、4番原直治委員、5番園田岳彦委員、6番松澤久委員、7番加藤久雄委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、18番上原スミ子委員  欠席委員：3番大島博委員、11番福田幸生委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席15名、欠席3名)】  出席委員：1番伊藤力委員、2番渡邊逸郎委員、5番岩崎源一委員、6番松木秀夫委員、7番猪又則雄委員、8番伊井一夫委員、9番山岸寛幸委員、10番加藤政人委員、11番中村成義委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員、14番小池憲夫委員、15番日馬吉雄委員、16番山崎順一委員、18番白澤実委員  欠席委員：3番原安義委員、4番恩田實委員、17番小竹堅吾委員  (以上 出席31名)</p>
出席職員	池田農業委員会事務局長、舟本同次長、木島同係長、伊藤同主査、小林同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	9番 委員
	10番 委員

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

### 日程第2 報告事項

報告第1号 農地の休耕及び増反届について

No.11～No.14 4件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

No.16～No.18 3件

報告第3号 農地使用貸借契約の解約について

No.12～No.13 2件

### 日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

No.3011～No.3015 5件

議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

No.5016～No.5017 2件

議 第3号 農用地利用集積計画案について

No.142～No.144 3件

議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について

No.27 1件

### 日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。                      それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は3番大島博委員、11番福田幸生委員、19番樋口佐登子委員の3名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。                      なお、本日は推進委員にも出席を要請しています。</p> <p><b>日程第1＝議事録署名委員の指名について</b></p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。                      私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。                      〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、9番鷺澤委員及び10番伊藤委員を指名いたします。</p> <p><b>日程第2＝報告事項</b></p> <p><b>&lt;報告第1号 農地の休耕及び増反届について&gt;</b></p>
議長 木島係長	<p>報告第1号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。                      説明いたします。1頁をご覧ください。                      11番下早川地区の件ですが、谷根地内の23筆3,106.35㎡について、労力不足のため、休耕するものです。                      12番上早川地区の件ですが、越地内の3筆590.91㎡について、労力不足のため、休耕するものです。                      13番木浦地区の件ですが、鬼伏地内の3筆300㎡について、高齢のため、休耕するものです。                      14番青海地区の件ですが、田海地内の1筆277㎡について、休耕農地を復元して畑として耕作するものです。                      以上で、説明を終わります。</p>

議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。
議長	<b>&lt;報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について&gt;</b> 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。
木島係長	説明いたします。3頁をご覧ください。 16番大和川地区の件ですが、大和川地内の10筆1,839㎡について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は担い手に貸し付けます。 17番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,443㎡について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は担い手に貸し付けます。 18番大和川地区の件ですが、大和川地内の21筆6,542㎡について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は担い手に貸し付けます。 以上で、説明を終わります。
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思います。
議長	<b>&lt;報告第3号 農地使用貸借契約の解約について&gt;</b> 報告第3号 農地使用貸借契約の解約について。説明を求めます。
木島係長	説明いたします。5頁をご覧ください。 12番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆713㎡について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は不換地となります。 13番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆306㎡について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。 以上で、説明を終わります。
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思います。

以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。  
続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。

### 日程第3＝付議事項

#### <議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について>

議長

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、5件ございます。このうち会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず園田委員の案件を先に審議しますので、園田委員、退席をお願いします。

伊藤主査

〔園田委員退室〕

議長

事務局の説明を求めます。

伊藤主査

説明いたします。6頁をご覧ください。

3012番大和川地区の件ですが、厚田地内の2筆4,340㎡について、贈与による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は市道正山線付近の場所です。譲渡人は、高齢により耕作困難なため、耕作を依頼している譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、大和川地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。

以上で説明を終わります。

議長

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長

異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。

〔園田委員入室〕

議長

それでは、残りの案件の説明を求めます。

説明いたします。9頁をご覧ください。

3011番上早川地区の件ですが、中林、坪野地内の8筆4,798㎡について、贈与による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請

地は市道東平線付近の場所です。譲渡人は、高齢により耕作困難なため、耕作を依頼している譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、上早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3013 番能生地区の件ですが、能生地内の1筆204㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は市道丸山団地北線沿いの場所です。譲渡人は、申請地が居住地から遠く耕作が困難なため、申請地に近接する譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3014 番能生地区の件ですが、能生地内の10筆1,756㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は能生中学校の西側の場所です。譲受人は、申請地を取得し農業経営規模の拡大を図りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3015 番能生谷地区の件ですが、須川地内の7筆857㎡について、贈与による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は県道西飛山能生線と市道須川線の交差する場所です。譲渡人は、申請地が居住地から遠く耕作が困難なため、現在耕作を依頼している譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要

	<p>件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長 2 番片山委員	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>3014 番について、畑をするということですが、場所的に本当に畑にされるのか疑義が生じるのですが、いかがでしょう。</p>
伊藤主査	<p>場所が市街地になるのですが、昨年まで地主の方が耕作されていました。今年から耕作ができなくなり、譲渡人に耕作してもらいたいという話になったものです。</p>
2 番片山委員 伊藤主査	<p>昨年まで耕作されていたのですか。</p> <p>すみません。昨年は休耕していました。まだ、田としての耕作は可能ですが、譲受人は畑としたいものです。</p>
議長 井上委員	<p>井上委員、ここは何枚田んぼがありますか。</p> <p>3 枚か4 枚あります。周囲は住宅に囲まれていて、高低差が2 m50 cmほどあります。水の便が悪いため、田としての耕作が困難な農地です。以前から、相談は受けていました。今、埋め立てをして将来的には住宅地にするのかと思っていました。</p>
議長 伊藤主査	<p>埋め立てすることは考えられますか。</p> <p>畑をするということでの嵩上げをすることは考えられます。しばらくは畑として耕作してもらいます。ご本人にも確認をしています。</p>
議長	<p>譲受人は以前に申請内容と違う利用の仕方をしていたことがあったので、注意して見ていってもらいたいです。事業で出た残土を入れることはないでしょうか。</p>
2 番片山委員	<p>残土を入れるというのであれば、最初から転用の申請をしてもらった方がよいのではないのでしょうか。</p>
木島係長	<p>転用の目的が明確でないと転用を許可することができません。今回の件は、譲渡人が農地を譲りたいということで、譲受人に2、3年は農地として耕作してもらいます。</p>
議長	<p>その他、意見ございませんでしょうか。</p>

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について&gt;</b> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。8頁をご覧ください。 5016番西海地区の件ですが、平牛地内の1筆285㎡について、住宅敷地のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、市道古通2号線沿いの場所です。譲受人は、現在アパート住まいであるが、子どもが生まれ手狭となったため、親が所有する申請地を譲り受け、住宅を建築したいものです。 農地の区分は、エ(ア)-a-(a) (道路要件：市道横道東線(幅員5m)に面する。配管要件：ガス及び上下水道管が埋設されている。付近要件：半径500m以内に、県立糸魚川高等学校及びデイサービスセンターひまわりが有る。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。 5017番青海地区の件ですが、田海地内の1筆295㎡について、美容院敷地のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、市道田海片貝2号線沿いの場所です。譲受人は、美容院を開店するため、義父が所有する申請地を譲り受け、美容院敷地及び駐車場敷地としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第一種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。 以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 伊藤主査	<p>&lt;議第3号 農用地利用集積計画案について&gt;</p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について説明を求めます。説明いたします。9頁をご覧ください。</p> <p>142 番下早川地区の件ですが、堀切地内の4筆1,037㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>143 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の1筆2,514㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>144 番下早川地区の件ですが、堀切地内の2筆3,714㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 伊藤主査	<p>&lt;議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について&gt;</p> <p>議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について説明を求めます。説明いたします。11頁をご覧ください。</p> <p>27 番下早川地区の件ですが、堀切地内の2筆3,714㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p>
<p>木島係長 木島係長 小林主査 伊藤主査</p>	<p><b>日程第4＝その他</b></p> <p><b>ア 次期農業委員会の日程について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8/31(金) 午前9時30分～ 201・202 会議室</li> </ul> <p><b>イ その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地転用許可に係る事務権限移譲について</li> <li>・ 農地取得等に係る下限面積の設定について</li> <li>・ 平成30年7月豪雨災害義援金について</li> <li>・ 農業委員会だよりについて</li> </ul>
議長	<p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>